(3) 関係省庁連絡会議の設置

国は、法の執行に当たって、①案件発掘とフォローアップ、②地域中核企業候補二千社の情報の公表、③関係省庁における関係施策一覧表等の作成、④ＰＤＣＡ評価・ベストプラクティス集の作成等を実施するため、関係省庁連絡会議を立ち上げる。地方公共団体は、関係省庁連絡会議での情報等を積極的に収集し、域内の事業者への周知等に努めるものとする。

(4) 地域経済牽引事業促進協議会の設置

地域においては、地方公共団体と地域の産学官金の関係者が協力して推進する体制が必要である。このため、法第七条の規定に基づき地域経済牽引事業促進協議会を組織することができる旨を規定しており、地域における基本計画の作成と、その実施に必要な事項として、具体的には地域経済牽引事業計画の候補の発掘や、基本計画に基づき承認した地域経済牽引事業の進捗状況のフォローアップ等のＰＤＣＡサイクルの実施などにおいて主体的な役割を果たすことが期待される。

(5) 地域経済牽引事業計画に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資する基準の評価体制の整備

国は、法第二十四条の課税の特例及び第二十五条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置に係る地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについての確認を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえるものとする。

評価委員会は、地域経済牽引事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者及び専門家等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に関与しないものとする。

第二　地域経済牽引支援機関の連携に関する事項

イ　地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

(1) 連携の意義

事業者が地域経済牽引事業を行うに当たって抱える課題は多様化・複雑化しており、単一の地域経済牽引支援機関では的確な支援が困難であることも想定される。多様な地域経済牽引支援機関が連携し、十分かつ切れ目のない支援を事業者に提供することが不可欠である。他方で、地域では必ずしも地域経済牽引支援機関が十分に連携できていない例も見られる。このような観点から、地域経済牽引事業の促進を加速させるためには、地域に存在する複数の地域経済牽引支援機関で連携を図り、役割と責任を明確化した上で、それぞれの地域経済牽引支援機関が主体的に支援を行っていくことが重要である。

また、連携の対象は地域内にとどまらず、地域外に所在する地域経済牽引支援機関も含めた連携体制を構築することにより、地域内で不足する支援の機能を補完することも重要である。

(2) 連携の目標

連携支援計画の作成に当たっては、(1)を踏まえ、次の項目を設定するものとする。

・　支援対象とする事業分野
・　地域における産学官金の地域経済牽引支援機関の連携による切れ目のない支援体制の構築
・　地域の各地域経済牽引支援機関の役割と責任の明確化
・　地域内で不足する支援機能の地域外からの補完
・　想定する支援件数

ロ　地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 連携支援事業の内容

地域経済牽引支援機関が主に連携支援事業を実施すると想定される地域の状況、特色等を踏まえ、総論として、連携支援事業が地域経済牽引事業に対して提供する支援の全体像やその実施時期（連携支援計画の計画期間は原則五年とする。）等について記載するものとする。

また、連携支援計画については、主に連携支援事業を実施すると想定される地域の基本計画と整合を図るよう努めるものとする。

ただし、連携支援計画を申請する時点で、主に連携支援事業を実施すると想定される地域に基本計画が存在しない場合においては、その後、基本計画が提出された時点で整合を図るよう努めるものとする。

(2) 連携支援事業の実施方法

研究開発等から販路開拓等まで地域経済牽引事業に必要な支援が切れ目なく提供されるように役割分担及び責任体制を明確化する必要がある。このため、次の事項について記載するものとする。

①　具体的な地域経済牽引支援機関間の役割分担及び責任関係

②　地域経済牽引支援機関間の連携体制の具体的な構築方法（地域経済牽引支援機関間での規約締結や定期的な情報交換や連携方針を協議するための会議の開催等）

なお、地域経済牽引支援機関は、ローカルベンチマーク等を活用して地域経済及び地域の事業者に対する理解を深めて、相互に対話を行って認識共有を図るなど、互いに積極的に協同していくことが重要であり、非協同的な地域経済牽引支援機関は自律的に連携支援事業から退出することとされるなど相互に緊張感のある関係を構築することが望ましい。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一へ(2)⑤の規定（農地中間管理機構関連事業に関する部分に限る。）は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

○財務省告示第二百二十九号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年七月三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年八月十日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第六百九十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆五千六百八十五億五千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で七千九百十四億円